

公印省略

3 介 第 3 4 5 3 号

令和 4 年 1 月 2 6 日

各高齢者施設 管理者 殿

各介護サービス事業所 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

(監査指導第一係)

(監査指導第二係)

まん延防止等重点措置の実施について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

県では、1月20日の対策本部会議において、現在の感染状況や病床使用率等を踏まえ、福岡コロナ警報を発動し、不要不急の県境をまたぐ移動を極力控えることや飲食店における営業時間短縮などの県民及び事業者の皆様に対する県独自の要請について、1月24日から実施することを決定しました。

また、警報発動後、直ちに国とまん延防止等重点措置の適用について協議を開始し、その後、1月23日には病床使用率が20%を上回ったことなどから、1月24日、本県と生活圏が重なっている地域も多い佐賀県及び大分県とともに、国に対してまん延防止等重点措置の適用を正式に要請しました。

1月25日、政府対策本部会議は、本県を含む18道府県を、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加し、その期間については、1月27日から2月20日までとすることを決定しました。

県では、1月26日までは県独自措置を、1月27日からはまん延防止等重点措置を徹底することにより、感染の封じ込めを図ってまいります。

皆様には、引き続きご負担をかけることとなりますが、感染拡大を早期に収束させるためにも、ご理解とご協力をお願いいたします。

<添付資料>

「まん延防止等重点措置の実施について」

アドレス：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/154166.pdf>

「別添資料」

アドレス：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/154167.pdf>

福岡県保健医療介護部介護保険課

監査指導第一係 TEL：092-643-3251

監査指導第二係 TEL：092-643-3319